

下水道で快適なくらしを

《公共下水道事業受益者負担金制度について》



[妙円寺詣りをイメージしたマンホール蓋]

日置市上下水道課

はじめに

日置市では、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」を基本理念にまちづくりを推進しております。

下水道の整備は、快適な生活環境を維持するとともに河川等の水質汚濁を防止するために必要不可欠な生活基盤設備です。

本市の下水道事業は、昭和 52 年に着手して以来、年々整備区域の拡大に努め、平成 25 年度末には 82.2%の整備率となっております。

現在、「下水道整備計画」に基づいて、下水道の整備を進めておりますが、借入金の償還や維持管理経費の増大などにより、下水道事業を取り巻く環境は、厳しいものとなってきております。そのことから徹底した事業の効率化やなお一層の経費削減等を実施するとともに、皆様からも適正なご負担をいただき整備を進めていく必要があると考えております。

皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

◆目次

1	受益者負担金制度とは	2 ページ
2	負担金を納めていただく方（受益者）	2 ページ
3	負担金賦課の対象となる土地	3 ページ
4	負担金の額	3 ページ
5	負担金の納付方法と納期	4 ページ
6	負担金の徴収猶予	5 ページ
7	負担金の減免	5 ページ
8	受益者に変更があった場合	5 ページ
9	下水道のはたらき	6 ページ
10	公共下水道が整備されたら必ず水洗化を	6 ページ

1. 受益者負担金制度とは

公共下水道が整備されると、家庭の雑排水はもちろんのこと、トイレの汚水も下水道に直接流されるようになり、衛生的で快適な生活環境が生まれます。これにより土地の利便性が増し、土地の資産価値が増加することになります。

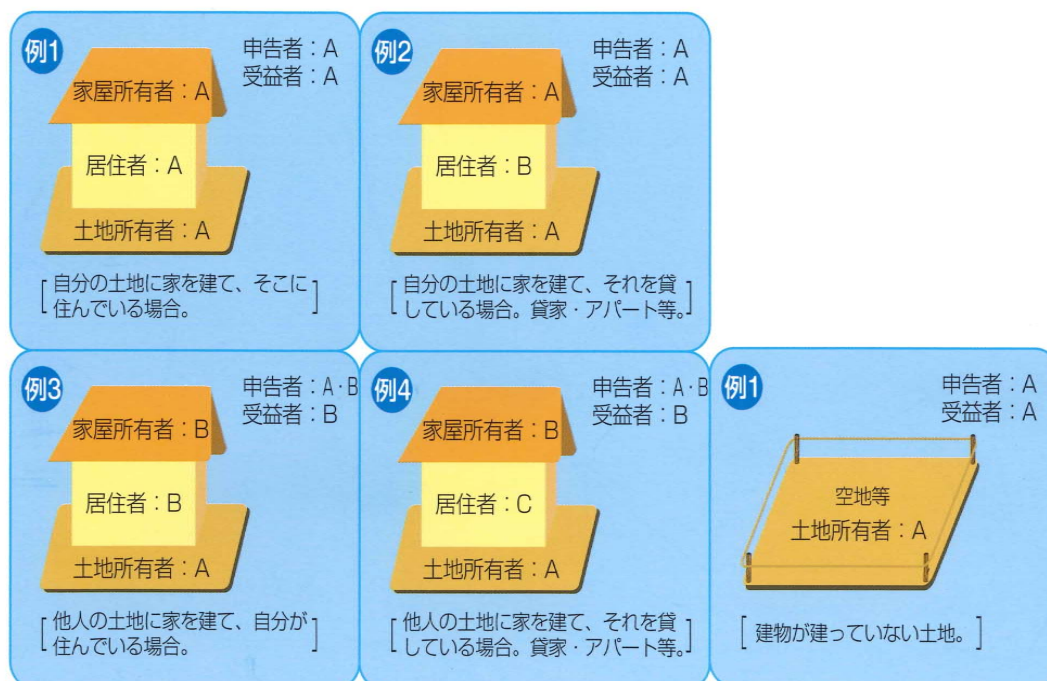
しかし、こうした利益を受けられるのは、道路や公園のような不特定多数の人が利用する一般の公共施設と異なり、公共下水道が整備される区域内の方（土地の所有者等）に限られます。

そこで、このような区域内の方（土地の所有者等）に下水道の整備にかかる費用の一部を土地の面積に応じて負担をしていただくのが『受益者負担金制度』です。

2. 負担金を納めていただく方（受益者）

受益者負担金を納めていただく方を受益者といいます。原則として受益者は、公共下水道が整備される区域に土地を所有している方です。

ただし、その土地に賃借権、地上権などの権利を持っている者がいる場合は、双方で話し合いの上、受益者を決めていただきます。



3. 負担金賦課の対象となる土地

負担金の『賦課対象区域』として公告された区域内の土地は、地目や土地の利用形態に関係なく原則すべて負担金賦課の対象となります。

たとえば、空き地や駐車場等、建築物が建っていない土地であっても、また、下水道利用予定の有無にかかわらず、負担金はかかります。

4. 負担金の額

負担金は固定資産税等の税金とは異なり、その土地に一度限り賦課されるものです。そして、その金額は土地の面積に応じて以下の計算方式で算出します。

$$\boxed{} = \boxed{} \times \boxed{}$$

【具体例】 250 m²（約 75 坪）の土地の場合

$$\text{負担金の総額} = 420 \text{ 円} \times 250 \text{ m}^2 = 105,000 \text{ 円}$$

5. 負担金の納付方法と納期

負担金の納付は分割納付と一括納付があります。

○分割納付

負担金総額を5年間に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて合計20回で納めていただきます。[4期(7月、9月、11月、1月)×5年間]

納入通知書は1年分(4期分)をそれぞれの年の7月はじめに送付いたしますので、納期限内に日置市役所会計課か日置市指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口で納めてください。

負担金の納期	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月1日～ 7月31日まで	9月1日～ 9月30日まで	11月1日～ 11月30日まで	翌年1月4日～ 翌年1月31日まで

◎納期限を過ぎますと、延滞金が増算されますのでご注意ください。

○一括納付

毎年の第1期の納期限までに、その年の1年分を一括納付、または、今後到来するすべての納期に係る負担金を一括納付していただきますと、一括する期間に応じた率による前納報奨金を交付します。

全期前納される場合は、最高19期分に対して20%の報奨金が交付されることになります。

	五年目				四年目				三年目				二年目		一年目				
納期前に納付した期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
報奨金交付率(%)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

← 1年全納の場合はここの率と共通計算

※負担金に未納がある場合は、報奨金は交付されませんのでご注意ください。

《例》250㎡(約75坪)の土地の場合

$$250 \text{ m}^2 \times 420 \text{ 円} = 105,000 \text{ 円}$$

○分割納付：1回目の支払額6,200円、2回目以降5,200円

○一括納付(全期前納)の場合は、

$$5,200 \text{ 円} \times 19 \text{ 回分} = 98,800 \text{ 円}$$

$$98,800 \text{ 円} \times 20\% = 19,700 \text{ 円 (100円未満切捨て)}$$

$$105,500 \text{ 円 (納付額)} - 19,700 \text{ 円 (報奨金)} = 85,800 \text{ 円}$$

6. 負担金の徴収猶予

土地や受益者の状況により猶予（一定期間徴収することを延期する）することができます。下記に該当する場合は、申告時に上下水道課までお申出の上、『徴収猶予申請書』を提出してください。

- ◆田・畑・山林その他これに準ずる土地
宅地として利用できる状態になるまで猶予する。
- ◆災害等にあった場合
災害の程度に応じて猶予する。
- ◆裁判上の係争地
係争が終結するまで猶予する。

7. 負担金の減免

負担金は賦課対象区域内のすべての土地に賦課されますが、土地の用途や受益者の状況により減免される場合があります。

下記に該当する場合は、申告時に上下水道課までお申出の上、『減免申請書』を提出してください。

- ◆公共の用に供している私道 . . . 減免率 100%
- ◆町内会等が運営管理する集会所用地 . . . 減免率 75%
- ◆墓地 . . . 減免率 100%
- ◆公園 . . . 減免率 100%

8. 受益者に変更があった場合

負担金の分割納付の途中において、土地の売買、相続その他事由により受益者に変更があった場合は『公共下水道事業受益者変更届』の提出が必要となります。

変更届の提出がない場合、従前の受益者に負担金を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

9. 下水道のはたらき

○川や海をきれいにします

家庭や工場からの汚水は処理場で処理され、川や海に戻します。そして川の汚れがなくなり、再び清らかな流れを取りもどします。

○快適なくらしができます

くみ取り便所は水洗化により、悪臭もなくなり快適で衛生的な生活ができるようになります。

また、浄化槽式便所は浄化槽が不要になります。

○蚊やハエの発生を防ぎます

汚い川などがなくなり、蚊やハエからの伝染病を防ぎます。

○街をきれいにします

汚い側溝やドブがなくなり、街のなかが清潔になります。

10. 公共下水道が整備されたら必ず水洗化を

公共下水道が整備され、『処理区域』になった地域の方は、少しでも早く、公共下水道につなぐ工事をお願いします。

※『処理区域』とは公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域をいいます。

◎くみ取り便所は水洗トイレに

処理区域内になった建物の所有者は、くみ取り便所を3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続してください。

◎し尿浄化槽は公共下水道に直接放流へ

トイレからの排水は、し尿浄化槽を経ることなく、直接、公共下水道に放流できます。1年を目安に、し尿浄化槽を廃止し、直接放流のための工事をしてください。

◎台所・風呂場等からの排水も公共下水道へ

現在、台所、風呂場等からの排水を道路側溝や水路等に流している場合も公共下水道へ流すように排水管等を設置してください。